

放射能対策事業（除染事業）に関する回答書

1. 今回市が行う住宅除染事業実施前に、個人が単独で行った除染の行為に対しても、遡及して補助対象とすること。

また、補助対象とならない場合には、救済する手立てを構築すること。

【回答】 個人が単独で行った住宅除染については、国庫補助の対象ではないため、新たに補助対象とする場合は、市の予算で対応する必要がある、多大な財源が見込まれます。また、除染の方法も様々であるため、補助対象とする場合は、補助基準をどこに設定するか困難であります。その上、基準しだいによっては、範囲も広くなり、今後予定している宅地以外の農地、山林等の除染についても多大な影響を及ぼすことになります。つきましては、個人が単独で行った住宅除染についての補助制度は考えておりません。

なお、救済手段としては放射能対策アドバイザーの活用等により、法人を含めた除染実施者を対象として損害賠償手続に関する勉強会や無料相談会を計画します。

2. 今回の除染（表土除去）対象は、18歳以下のこどものいる家庭とされているが、現在妊娠中（出産予定）の方がいる家庭についても、同様に除染対象として取り扱うこと。

尚、18歳以下のこどもを定期的に養育している世帯等においても、対象として取り扱うこと。

【回答】 今回の表土除去の対象は、18歳以下の子供のいる家庭としているため第一子妊娠中の方がいる家庭は除染の対象外となります。ただし、出産後は18歳以下の子供がいる家庭として除染の対象となりますので、申し出に基づき同意書を送付します。なお、養育世帯については、養育実態の確認が困難なことが予想されますので、対象とすることの適否については今後検討します。

3. 除染事業の実施にあたっては、線量測定は予定されているが、線量計測場所として家主が希望する場合には、室内（住居内）も加えられること。
尚、作業に当たっては、住居内の線量低下に繋がる手法に努められること。

【回答】 除染実施に当たっての事前事後線量測定は、国が示す除染ガイドラインに従って、屋外2～5箇所の測定のみを行います。屋内での測定の要望があった場合は、市で貸し出している線量測定器を活用するよう案内します。

また、除染の手法については、現在予定している手法によっても住居内の線量低下に一定の効果があるものと考えております。